

春日部市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

春日部市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年条例第96号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条の表示及びそれに対応する改正後の欄の条の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の条又は号に対応する改正前の欄の条又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(6) 医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に <u>基づき</u>保護を受けている者</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、対象者が対象となるこどもに係る <u>一部負担金（以下「こども医療費」という。）</u> を支払った場合において、当該支払額を助成するものとする。ただし、<u>税の未申告その他の保護者の責めに帰すべき理由により過分の自己負担があるときは、その額については、こども医療費の助成の対象としない。</u></p> <p>(受給資格の登録)</p> <p>第5条 <u>こども医療費</u>の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に <u>よる</u>保護を受けている者</p> <p>(助成)</p> <p>第4条 市長は、対象者が対象となるこどもに係る <u>一部負担金</u>を支払った場合において、当該支払額を助成するもの <u>とする。</u></p> <p>(受給資格の登録)</p> <p>第5条 <u>医療費</u>の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。</p>

<p>2 市長は、前項の規定による申請に基づき、<u>こども医療費</u>の助成対象と認定し、登録したときは、当該申請をした対象者に対し<u>受給者証</u>を交付するものとする。</p> <p>(助成の方法等)</p>	<p>2 市長は、前項の規定による申請に基づき、<u>医療費</u>の助成対象と認定し、登録したときは、当該申請をした対象者に対し<u>受給資格証</u>を交付するものとする。</p> <p>(助成の方法等)</p>
<p>第6条 <u>こども医療費</u>の助成は、前条第2項の規定による受給資格の登録を受けた者(以下「受給資格者」という。)の申請に基づいて行うものとする。</p>	<p>第6条 <u>医療費</u>の助成は、前条第2項の規定による受給資格の登録を受けた者(以下「受給資格者」という。)の申請に基づいて行うものとする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、対象となるこどもが市長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、<u>こども医療費</u>を受給資格者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>(譲渡又は担保の禁止)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市</u>は、対象となるこどもが市長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、<u>一部負担金</u>を受給資格者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>(譲渡又は担保の禁止)</p>
<p>第7条 <u>こども医療費</u>の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。</p> <p>(損害賠償との調整)</p>	<p>第7条 <u>医療費</u>の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。</p>
<p>第9条 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給資格者が損害賠償を受けたときは、その限度において、こども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したこども医療費の額に相当する額を返還させることができる。</p> <p>(助成金の返還)</p>	<p>(助成金の返還)</p>
<p>第10条 市長は、偽りその他不正の行為により<u>こども医療費</u>の助成を受けた者がいるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者がいるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者から<u>当該</u>助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(委任)</p>	<p>第9条 市長は、偽りその他不正の行為により<u>医療費</u>の助成を受けた者がいるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者がいるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者から<u>その</u>助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(委任)</p>
<p>第11条 (略)</p>	<p>第10条 (略)</p>

## 附 則

### (施行期日)

- この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の改正規定、第4条の改正規定、第5条の改正規定(「医療費」を「こども医療費」に改める部分に限る。)、第6条第1項及び第2項の改正規定、第7条の改正規定並びに第10条を第11条とし、第9条を改め、同条を第10条とし、第8条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日部市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、平成29年10月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第5条第2項の規定により交付されている受給資格証は、この条例による改正後の第5条第2項の規定により交付された受給者証とみなす。